

ISHIZUCHI

令和7年(2025) Vol.335
共済だより 4月号
—ご家族でご覧ください—

内子町

いかざき大凧合戦の 百畳凧

5月5日、内子町五十崎の豊秋河原で行われる、いかざき大凧合戦。イベントの1つとして実施される百畳凧揚げでは、横12m×縦14m、重さ約150kgの大きな凧が空に舞い上がります。その姿は圧巻! 迫力満点の百畳凧が揚がる姿をぜひご覧ください。

② 旅する愛媛 内子町

CONTENTS

- ④ 令和7年度事業計画及び予算
- ⑥ 共済組合の行う事業の令和7年度の主な改正について
 - ・掛金率について
 - ・育児休業支援手当金等について
 - ・高額療養費の自己負担限度額の見直しについて(令和7年8月から)
 - ・共済貯金の振込用紙変更について
 - ・ライフプランステーションの終了について
- ⑩ 被扶養者の資格調査に向けて提出書類のご準備をお願いします!
- ⑪ 標準報酬の月額と掛金(保険料)について
- ⑫ 医療機関等の受診には、マイナンバーカードをご利用ください
市区町村の医療費助成の適用を受ける場合は、共済組合に届出をお願いします
- ⑬ 第三者による交通事故などにあったら、まず連絡を
- ⑭ 給付算定基礎額残高通知書を送付します
- ⑮ 普通貸付を利用してみませんか! / 共済貯金のお知らせ
- ⑯ 短期組員等人間ドック利用助成のご案内
人間ドック等利用券を配付します
該当の被扶養者の方に図書カードをプレゼント
- ⑰ こころとからだの健康相談
LINEでますます便利に!
- ⑱ えひめ共済会館利用方法のお知らせ



愛媛県市町村職員共済組合
<https://kyosai-ehime.or.jp>



旅する/
愛媛

内子町

郷愁と癒しに出会う旅

内子町

内子町

内子町データ (2025年1月末現在)

面積: 299.50km² 人口: 14,679人

HP: <https://www.town.uchiko.ehime.jp/>

内子町は、江戸時代後期から明治時代にかけて木蠟（もくろう）の生産によって栄えた町です。その面影が今も色濃く残っているのが、八日市・護国地区の町並み。約600mの伝統的建造物群保存地区には、豪商の屋敷や町家が軒を連ねています。町の中心から少し足をのばすと、日本の原風景ともいえる農村風景や豊かな自然を楽しむこともできます。

合戦風に「ガガリ」を付けたら、いざ！

いかにき大風合戦
イカザキオオダコガッセン



約400年の歴史を持つ内子町最大の伝承行事で多くの出店も並びます。初節句行事として揚げられる出世凧や、迫力満点の百疊凧揚げなど様々なイベントが行われるほか、大風合戦では約300統が大空で戦います。大風合戦には、貸出用の合戦凧（当日有料）もあり、飛入り参加もできます。

☎ 0893-44-2118 (内子町町並・地域振興課) ㊦ 内子町五十崎 豊秋河原
🕒 10:00～15:00 📅 5月5日 💰 凧あげ体験1,000円 凧合戦参加2,000円

屋根付き橋と季節の花々が彩る

弓削神社（太鼓橋）
ユゲジンジャ（タイコバシ）

室町時代創建と伝わる弓削神社。社殿を囲む弓削池には屋根付き橋として知られる「太鼓橋」が架けられ、池に映える屋根付き橋と自然のコントラストが美しく、観光客に人気のフォトスポットです。春には桜、初夏には花菖蒲が彩りを添えます。

☎ 0893-44-3790 (内子町ビジターセンター) ㊦ 内子町石畳東



内と外をむすぶ「旧御祓小学校」

コミュニティスペース みそぎの里

コミュニティスペース ミソギノサト



「みそぎの里」では、校舎内に珈琲店や和紙専門店、印刷屋さん、ギャラリーなどがあり見学するだけでも楽しめます。第2第4日曜日には、地域の旬の食材を使った、お母さんたちの農家レストランが営業。各店舗の営業情報はHP (<https://uchiko-misogi.com/>) を確認してください。

☎ 0893-43-0620 (みそぎの里) 📍 内子町只海456

🕒 📱 HPを確認してください。(<https://uchiko-misogi.com/>)

内子町

おすすめ ギルメ

アグリcafe川楽里/



内子フレッシュパークからりに誕生したカフェ。新鮮果物のスイーツや地元食材を使った食事などが楽しめます。

オダメイド/



道の駅 小田の郷せせらぎのオリジナル商品。地元の農産物を使ったアイスなどの手作りスイーツが人気です。

四国随一の絶景！小田深山渓谷

小田深山渓谷 オダミヤマケイコク



仁淀川水系の源流域のひとつである小田深山渓谷は、春の新緑、秋の紅葉、河原の石や川の水面など、四国随一の渓谷美を誇ります。渓谷を流れる黒川の穏やかな清流の音や野鳥のさえずりを聞きながら過ごす時間は、癒しのひと時となること間違いなしです。

☎ 0892-52-3111 (内子町役場 小田支所) 📍 内子町中川小田深山

年間イベント情報

- 3月下旬 石畳東のシダレザクラ祭り
 - 4月第4日曜日 川登川まつり・筏流し
 - 5月5日 いかざき大風合戦
 - 5月10日 ドイツフェスタ2025
 - 7月最終土曜日 小田燈籠まつり
 - 8月6日～7日 内子笹まつり
 - 8月13日 いかざき夏祭り花火大会
 - 8月15日 寺村山の神火祭り
 - 9月中秋の名月頃 八日市町並観月会
 - 10月下旬頃 小田深山渓谷の紅葉
 - 11月3日 石畳水車まつり
 - 12月下旬頃 SOL-FAオダスキーゲレンデOPEN
- イベントに関する詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。



内子町のイチオシ /

ドイツフェスタ2025

ドイツフェスタ2025

内子町の姉妹都市である、ドイツのローテンブルク市との交流事業の一環として毎年開催されているドイツフェスタ。本場ドイツのビールや料理、音楽などを楽しむことができます。

みんなで「プロースト！（乾杯）」して交流しましょう！

☎ 0893-44-2118 (内子町並・地域振興課) 📍 内子自治センター、内の子広場 (内子町内子3427) 🕒 12:00～16:00 (11:00開場) 📅 令和7年5月10日 (土) 🍷 飲食物はチケット制 (当日販売あり) ※お得な前売り券はHP参照

ドイツ文化に触れ、
飲んで歌って
プロースト！（乾杯）

令和7年度

事業計画及び予算



令和7年3月10日開催の第214回組合会で、令和7年度事業計画及び予算が議決されました。

業務経理ほか4経理で当期損失金を見込む大変厳しい予算となっていますが、引き続き事務の効率化を図り、一層の経費節減に努めます。

総括事項

(令和7年度末推計)

所属所数

市	町	一部事務組合等	計
11	9	22	42

組合員数 22,225人

被扶養者数 14,810人

平均標準報酬月額(短期) 315,065円

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する掛金率・保険料率(令和7年度)

(単位:%)

組合員種別 区分	短期		厚生年金	退職等年金	保健
	短期分	介護分			
一般組合員	51.61 (53.03)	7.90 (8.50)	91.50 (91.50)	7.5 (7.5)	2.0 (2.0)
短期組合員			—	—	
市町村長組合員			91.50 (91.50)	7.5 (7.5)	
特定消防組合員			—	7.5 (7.5)	
船員一般組合員	49.93 (51.16)	—			
船員短期組合員					
長期組合員	2.52 (2.59)	—			
後期高齢者等短期組合員			—		
市町村長長期組合員			7.5 (7.5)		
継続長期組合員				—	
任意継続組合員	103.22 (106.06)	15.80 (17.00)	—	—	—

※掛金率等の()内は前年度(令和6年度)の率です ※網掛けは4月1日から変更になった部分です。

短期経理

この経理では、組合員及び被扶養者の医療給付及び出産・休業・災害などに係る給付、また、高齢者医療制度及び介護保険に係る資金の収納及び納付を行っています。

■短期財源率 103.22/1,000

介護財源率 15.80/1,000

■高齢者医療制度等への拠出金に充てるための財源

特定保険料率 36.84/1,000

■欠損金補てん積立金(年度末見込) 645,491千円

■積立金(短期分)(年度末見込) 290,524千円

収支見込

短期 収入 13,000,757千円
支出 12,790,756千円
差引 210,001千円(当期利益金)

介護 収入 1,169,564千円
支出 1,170,765千円
差引 △1,201千円(当期損失金)

厚生年金保険経理

この経理では、厚生年金給付の保険料等を収納し、全額を全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)へ納付しています。

■保険料率 183.0/1,000

■基礎年金拠出金公的負担金率 41.5/1,000

■追加費用率 9.0/1,000

収支見込 収入 21,710,916千円
支出 21,710,916千円
差引 0円

退職等年金経理

この経理では、退職等年金給付の保険料等を収納し、全額を連合会へ納付しています。

■財源率 15.0/1,000

収支見込 収入 1,407,766千円
支出 1,407,766千円
差引 0円

経過的長期経理

この経理では、被用者年金一元化時点で既に裁定済みであった公務障害年金給付及び公務遺族年金給付の保険料等を収納し、全額を連合会へ納付しています。

■財源率 0.0939/1,000

■追加費用率 1.1/1,000

収支見込	収入	93,325千円
	支出	93,325千円
	差引	0円

退職等年金預託金管理経理

この経理では、連合会から退職等年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、主に組合員への貸付資金として管理・運用を行っており、運用収入は全額を連合会へ支払います。

収支見込	収入	13,455千円
	支出	13,455千円
	差引	0円

業務経理

この経理では、医療及び年金の給付を行うための事務費を賄っています。

■事務費 13,868円 (組合員1人あたり)

■短期経理からの繰入 1,920円 (組合員1人あたり)

収支見込	収入	349,217千円
	支出	394,390千円
	差引	△45,173千円 (当期損失金)

保健経理

この経理では、組合員及び被扶養者の健康保持・増進のため、人間ドックの利用助成事業、特定健康診査・特定保健指導及びデータヘルス事業等を行っています。

■財源率 4/1,000

■特定健康診査等負担金 194円 (組合員1人あたり)

■定期健康診断負担金 5,000円 (組合員1人あたり)

収支見込	収入	488,293千円
	支出	482,922千円
	差引	5,371千円 (当期利益金)

宿泊経理

この経理では、「えひめ共済会館」の経営・運営を行っています。

■ビアバイキング等各種イベントを予定しています。

収支見込	収入	171,453千円
	支出	213,425千円
	差引	△41,972千円 (当期損失金)

貯金経理

この経理では、組合員の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して、皆さまの生活設計に寄与するための貯金事業を行っています。

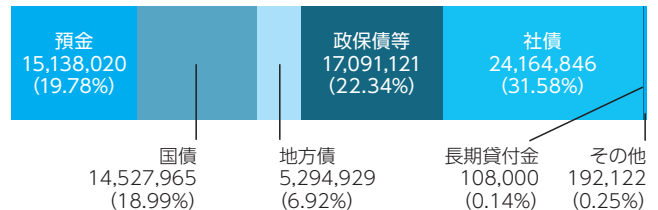
■貯金利率 年利0.9%

■貯金額推計 71,019,155千円 (年度末)

収支見込	収入	947,582千円
	支出	706,858千円
	差引	240,724千円 (当期利益金)

貯金経理の資産運用計画 (令和7年度末推計)

資産総額 765億1,700万円 (単位:千円)



貸付経理

この経理では、退職等年金預託金管理経理から資金を借り入れ、組合員の皆さまの臨時の支出に対して貸付けを行っています。

■貸付の種類及び貸付利率

普通・住宅・特別貸付 年1.26%

在宅介護対応住宅貸付 年1.00%

災害貸付 年0.93%

高額医療・出産貸付 無利息

収支見込	収入	21,611千円
	支出	29,087千円
	差引	△7,476千円 (当期損失金)

物資経理

この経理では、貯金経理から資金を借り入れ、組合員の皆さまが、本組合の指定業者から自動車等を購入する際に、購入代金を立替払いする事業を行っています。

■償還利率 年1.80%

収支見込	収入	3,208千円
	支出	8,453千円
	差引	△5,245千円 (当期損失金)



共済組合の行う事業の 令和7年度の主な改正について

共済組合の行う各事業のうち、組合員の皆さまに関わる主な改正内容等についてお知らせします。

掛金率について →4P参照

短期給付及び介護保険に係る掛金率を変更します。

一般組合員【令和6年度】

短期分 53.03%

介護分 8.50%

【令和7年度】

短期分 51.61%

介護分 7.90%

(その他の種別の組合員及びその他の事業の掛金率等は4Pをご参照ください。)

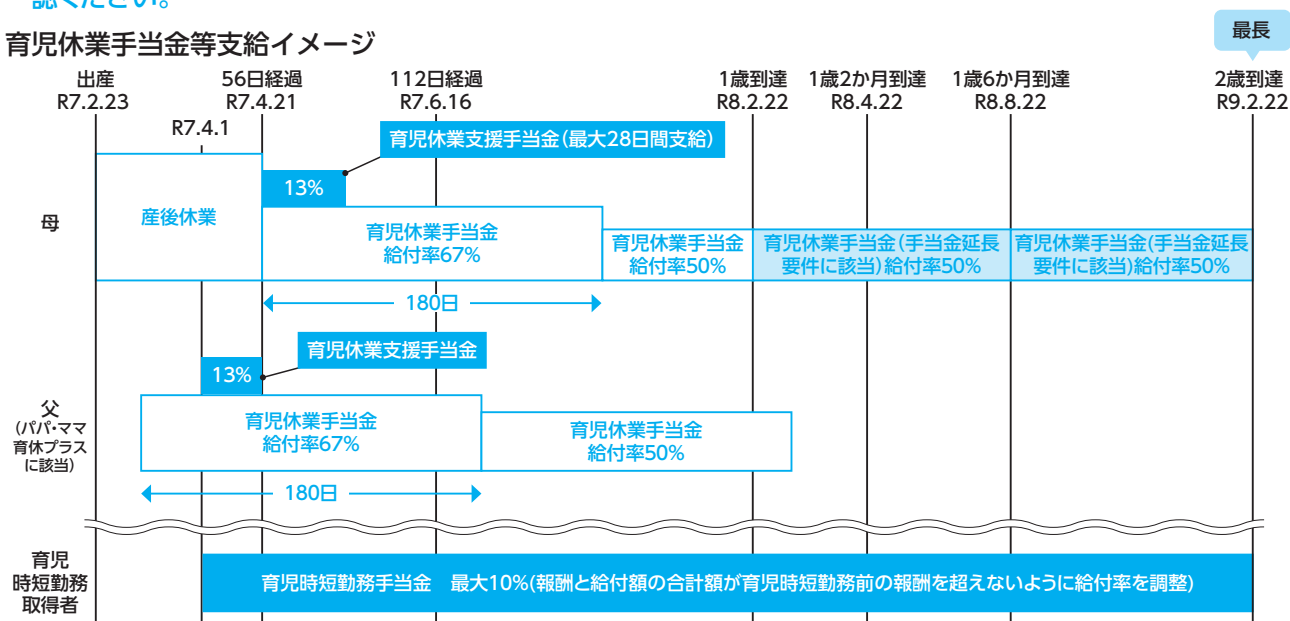
育児休業支援手当金等について

本紙令和7年3月号(Vol.334)にも掲載しましたが、令和7年4月1日に創設された「育児休業支援手当金」と「育児時短勤務手当金」について、新たに示されたことを踏まえて次のとおりお知らせします。

注意

- 育児休業手当金等については、同一の事由により雇用保険から給付金等を受けることができる場合は支給されませんのでご注意ください。
- 本記事作成時点(令和7年2月時点)で取扱い等に係る詳細が示されていないため、内容に一部変更がある場合があります。詳細が分かり次第、本組合ホームページへの掲載等によりお知らせしますので、最新の情報をご確認ください。

育児休業手当金等支給イメージ



■育児休業支援手当金

令和7年4月1日以降に育児休業を開始する組合員を対象として、対象期間内に、**組合員とその配偶者がそれぞれ通算して14日以上**の育児休業を取得した場合、**最大28日間、標準報酬日額の13%相当分が上乗せで支給**されます。

支給要件 次の①②両方の要件を満たす方に支給されます。

- ①組合員が対象期間内に育児休業を取得した日数が通算して14日以上あるとき
 - ②当該組合員の配偶者が対象期間内に当該育児休業に係る子について育児休業を通算して14日以上取得したとき
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、上記①の要件を満たせば支給されます。
- ア) 配偶者のない者やその他総務省令で定める者である場合
 - イ) 配偶者が雇用保険法に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合
 - ウ) 配偶者が労働基準法の規定による休業その他これに相当する休業をした場合
 - エ) 上記ア～ウのほか、配偶者が当該育児休業に係る子を養育するための休業をすることができない場合

対象期間 ・組合員が当該育児休業に係る子について産後休業をしなかった場合
出産日から起算して56日を経過する日の翌日まで

- ・組合員が当該育児休業に係る子について産後休業をした場合
- ア) 出産予定日前に出生した場合は、出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日まで
- イ) 出産予定日以後に出生した場合は、出産日から起算して112日を経過する日の翌日まで

※令和7年4月1日より前から引き続いて育児休業を取得されている場合は、令和7年4月1日から育児休業を開始したものとみなして要件等を確認します。

■育児時短勤務手当金

令和7年4月1日以降に育児時短勤務(部分休業を含む。以下同じ。)を開始する組合員を対象として、2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合に、当該支給対象月に支払われた報酬の額に最大10%※を乗じた額が支給されます。

※報酬と給付額の合計額が育児時短勤務前の報酬を超えないように、給付率は調整されます。

支給要件 組合員が2歳に満たない子を養育するため、育児時短勤務をして、報酬が減少した場合

対象期間 組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月まで
ただし、次の場合は当該日までが支給対象となります。

- ・育児時短勤務に係る子が2歳に達する日
- ・産前産後休業、育児休業又は介護休業を開始した日の前日
- ・育児時短勤務に係る子とは別の子を養育するために育児時短勤務を開始した日の前日
- ・子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

※令和7年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短勤務をされている場合は、令和7年4月1日から育児時短勤務を開始したものとみなして要件等を確認します。

高額療養費の自己負担限度額の見直しについて

令和7年8月から高額療養費の算定基準が改正され、自己負担限度額が見直される予定でしたが、報道等でご承知のとおり、今年度の見直しは見送られることとなりました。

今後の動向について分かり次第、本紙等でお知らせします。



柔道整復師・ 鍼灸師のかかり方



柔道整復師（整骨院・接骨院）や鍼灸師による施術のうち、マイナ保険証等が使用できる場合は限定されています。「各種保険取扱」と表示があっても、すべてが対象ではありません。施術を受ける前にしっかり確認をして正しくかかりましょう。



マイナ保険証等が使える場合

（一部自己負担）

※急性または亜急性（急性に準じるもの）のみ

- 外傷性の打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど）
- 骨折・脱臼の施術（緊急の場合を除き医師の同意が必要）
- はり・きゅうは、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療（医師の発行した同意書か診断書が必要）
- マッサージは、筋麻痺や関節拘縮等で、医療上マッサージを必要とする症例（医師の発行した同意書か診断書が必要）

マイナ保険証等が使えない場合

（全額自己負担）

- 単なる肩こり、筋肉疲労など
- 病気（内科的原因による疾患）によるこりや痛み
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
- スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- 仕事中や通勤途上に起こった負傷（労災保険からの給付になります）
- 疲労回復や疾病予防のためのマッサージなど



施術を受けるときはココをチェック



1

☐ 負傷原因（いつ・どこで・何を
して・どんな症状があるのか）
を正確に伝えてください。

2

☐ 療養費支給申請書は負傷原因・
負傷名・日数・金額を確認し、
原則、患者自身が署名してくだ
さい。

3

☐ 領収書は必ず受け
取り、保管してお
きましょう。

領収書
書

※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
※保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても対象になりません。

施術内容等の照会にご協力をお願いします

施術内容によっては、請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているかを確認するため、業務委託先（株式会社オークス）から照会させていただく場合があります。負傷部位、施術内容、施術年月日などをご回答いただきますようご協力をお願いいたします。



この記事についての問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

被扶養者がいる組合員の皆さまへのお知らせ 被扶養者の資格調査に向けて 提出書類のご準備をお願いします！

組合員の被扶養者となっている方が、認定日以降も引き続き被扶養者としての要件（主として組合員の収入により生計を維持していること等）を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施する予定です。この調査は、適正な被扶養者の認定を行っていく上で重要な調査となりますので、下記に該当する被扶養者の方について事前に書類のご準備をお願いします。

詳細につきましては、次号及び後日、所属所の共済組合事務担当課を経由して通知いたしますので、ご理解・ご協力をお願いします。



事前にご準備いただける書類（扶養手当が支給されていない被扶養者対象）

対象者	提出書類
①令和7年4月1日時点で22歳以上の学生	在学証明書（令和7年4月1日以降に交付されたもの）
②病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	障害者手帳の写、又は令和7年4月1日以降に発行された診断書（ 就労が困難である旨の内容記載のもの ）
③給与収入がある者	- 直近の給与明細書の写 （該当者のみ）被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書（※）
④年金・恩給受給者（所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。）	令和7年4月年金改定通知書の写（紛失等により提出できない場合又は令和7年4月において改定がない場合は、令和7年6月分の送金通知書の写）
⑤事業収入等（農業・商業・不動産・その他）のある者	令和6年分の確定申告書（控）及び経費内訳書の写
⑥組合員と別居している者	金銭援助額（仕送り額）を客観的に確認できる書類（直近6か月分（令和7年1月～令和7年6月まで）の預金通帳の写など） ※大学等に学生として在籍する子、勤務形態（単身赴任）により一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子については、仕送り額の確認書類は必要ありません。
⑦組合員以外に扶養義務者がいる者	ア 夫婦共同扶養の場合
	イ ア以外の場合
	組合員の配偶者の「夫婦共同扶養の場合の提出書類一覧」で該当する書類
	組合員以外の扶養義務者の令和7年度（令和6年分）の所得証明書等

⑦-ア 夫婦共同扶養の場合の提出書類一覧（扶養手当が支給されていない被扶養者対象）

区分	提出書類
①組合員の配偶者が被用者保険の被保険者の場合	- 令和7年度（令和6年分）の所得証明書 - 標準報酬決定通知書の写又は標準報酬が確認できる給与明細書の写
②組合員の配偶者が国民健康保険の被保険者の場合	令和6年分の確定申告書（控）及び経費内訳書の写

（注）1 ①②の場合も、年金収入・事業収入がある場合はその金額が確認できる書類の提出が必要となります。

2 組合員の配偶者が組合員の被扶養者として認定されている場合は、夫婦共同扶養の場合の提出書類は必要ありません。

※『政府による「年収の壁・支援強化パッケージ」における「130万円の壁」への対応』に該当し、収入が**一時的に**認定基準額を超えている方は、事業主の証明書を取得し提出してください。

この取り扱いに係る詳細については、共済組合ホームページ（右側の二次元コードを読み込んでいただくと確認できます）をご覧ください。



被扶養者の方によってご提出いただく書類が異なりますので、上記以外の書類の提出が必要な場合があります。

このページに関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

組合員になられた
皆さまへ

標準報酬の月額と 掛金(保険料)について

共済組合の事業【短期給付事業(医療保険)・長期給付事業(年金)・保健事業】は、組合員の皆さまが負担する「掛金(保険料)」(以下「掛金」といいます。)と所属所(地方公共団体)が負担する「負担金」によって運営されています。

掛金は、皆さまが受ける報酬に応じて決まる「標準報酬の月額」や「標準期末手当等の額」に掛金率を乗じて算定され、月々の給与及び期末手当等の支給の際に控除されます。

【掛金の計算方法】※掛金率は本紙4Pをご覧ください。

$$\frac{\text{標準報酬の月額}}{\text{標準期末手当等の額}} \times \text{掛金率(保険料率)} = \text{掛金(保険料)}$$



標準報酬の月額は、掛金の算定の基礎となるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの給付や、年金の算定の基礎となり、組合員の皆さまが受ける給付額にも反映されます。

それでは、新しく組合員になられた皆さまの「標準報酬の月額」がどのように決定するのか説明します。

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日現在の報酬月額(見込)を標準報酬等級表に当てはめて標準報酬の月額を決定します。これを「資格取得時決定」といいます。

報酬月額は給料や扶養手当、住居手当などの毎月固定で支給される報酬(固定的給与)に、時間外勤務手当等の勤務実績に応じて支給される報酬(非固定的給与)を加えて算定します。また、初めて報酬を受け取られる方の非固定的給与は、同様の職務に従事する職員が受けている報酬を参考にして推計します。

例：令和7年4月1日資格取得、資格取得日現在の報酬月額 227,000円の場合

報酬月額 227,000円	
非固定的給与	時間外勤務手当(推計) 12,000円
	通勤手当 5,000円
固定的給与	扶養手当 10,000円
	給料月額 200,000円

標準報酬
等級表に
当てはめる

標準報酬の月額		
	等級	標準報酬の月額
短期給付等		第18級 220,000円
長期給付	厚生年金	第15級 220,000円
	退職等年金給付	第15級 220,000円

「標準報酬の月額」220,000円の方は、月々の給与から次の額が控除されています。

		掛金(保険料)
短期給付	短期分	11,354円
	介護分	1,738円
長期給付	厚生年金	20,130円
	退職等年金給付	1,650円
保健事業		440円
合計		35,312円

※介護掛金は40歳以上65歳未満の組合員から徴収します。
※厚生年金保険料は70歳以上の組合員については徴収しません。



決定した標準報酬の月額については、本組合から所属所を通じて送付する「標準報酬決定・改定通知書」でご確認ください。給与から控除される掛金の額については、お勤め先からの給与明細書等に記載されています。

※給与明細書等に、標準報酬等級等に関する記載のある所属所には、「標準報酬決定・改定通知書」を送付していません。

※短期組合員の方は、長期給付(年金関係)については、日本年金機構の適用となり、第1号厚生年金被保険者として厚生年金に加入していますので、共済組合の長期給付は適用されません。

このページに関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

新しく組合員になられた方・被扶養者として認定を受けた方へ

健康保険証の発行は終了しました 医療機関等の受診には、マイナンバーカードをご利用ください

組合員及び被扶養者の皆さまが資格を取得したときは、所属所共済組合事務担当課を経由して「資格情報通知書」を交付しますので、お手元に届きましたら記載内容に誤りがないか確認をお願いします。

「資格情報通知書」がお手元に届いた日から、マイナ保険証（健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード）を使用して医療機関等の受診ができます。

「資格情報通知書」とは??

共済組合の組合員及び被扶養者であることが確認できるものですが、「資格情報通知書」のみで医療機関等を受診することはできません。共済組合へ給付金の請求をする場合や、医療機関の都合によりマイナ保険証の使用ができない場合などに必要となりますので、**大切に保管してください**。

なお、マイナポータルの「健康保険証の資格情報画面」でもご自身の資格情報を確認することができます。資格取得後に初めてマイナ保険証を使用する際は、事前にマイナポータルの「健康保険証の資格情報画面」に「資格情報通知書」の情報が登録されていることを確認してください。

マイナ保険証の使用ができない方へは「資格情報通知書」と併せて「資格確認書」を交付します。医療機関等を受診する際は、「資格確認書」を窓口で提示してください。

この記事についての問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

市区町村の医療費助成の適用を受ける場合は、 共済組合に届出をお願いします

本組合では、組合員や被扶養者の方が同一の月に一つの医療機関でかかった医療費（入院と外来は別）の自己負担額が2万5千円（※上位所得者は5万円）を超える場合に、「一部負担金払戻金」又は「家族療養費附加金」などの附加給付を支給（本組合届出口座に自動送金）しています。

ただし、市区町村の実施する医療費助成制度の適用を受けている場合は、本組合は助成後の自己負担額に基づき附加給付の支給を行います。

附加給付の適正な支給を行うため、**ご自身又は被扶養者が市区町村の医療費助成を受けることとなったときや受けなくなったときは、本組合まで届出をお願いします**。

【報告が必要な主な医療費助成】

①重度心身障害者医療費助成 ②ひとり親家庭医療費助成 ③県外の子ども医療費助成（愛媛県と内容が異なるもの）
など

【届出方法】

所属所の共済組合事務担当課を経由して、「公費負担受給（開始・停止）報告書」を本組合へ提出してください。
なお、当該報告書は本組合ホームページからもダウンロードできます。（右側の二次元コードからもアクセス可能）



【注意事項】

届出が遅れたことにより附加給付が支給された場合には、当該附加給付を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

※上位所得者…標準報酬月額53万円以上の組合員及び被扶養者

この記事についての問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

第三者による交通事故などに あったら、まず連絡を

第三者(自分以外の人)による交通事故や加害行為などで病気やけがをしたとき、マイナ保険証等で治療を受けることはできますが、その場合は、共済組合に速やかに連絡してください。

第三者行為による傷病の場合、治療費は全額加害者負担が原則です。共済組合は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、後日、加害者に請求します。必要書類の届け出がないと治療費の請求ができませんので、必ず届け出をお願いします。

第三者行為 となる事例



その他の「第三者行為」に該当する事例

- 他者所有の建物などでの設備の欠陥による事故
- 飲食店などで食べたものが原因の食中毒
- スキー、スノーボードなどでの接触事故
- ゴルフでの他人の打球によるけが など

01

加害者を確認する

加害者の住所・氏名・電話番号・勤務先などの身元をまず確認。交通事故では、運転免許証、車両のナンバー、自動車損害賠償責任保険の証明書などを確認する。

02

警察に連絡する

小さな事故・けがでも警察に連絡する。交通事故の場合は、「交通事故証明書」をもらう。

03

共済組合に 速やかに連絡する

できるだけ速やかに連絡し、「損害賠償申告書」などの必要書類を提出する。

04

医師の診察を 受ける

軽いけがでも、第三者行為によるけがであることを伝え、診断書と領収書を忘れずにもらう。

ちょっと
待って!

示談の前に連絡を

共済組合に届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、場合によっては加害者へ治療費の請求ができなくなり、マイナ保険証等を使った医療を受けられなくなることもあります。

また、時間がたってから後遺症などが出ることもあります。その治療についても考慮し、**安易に示談を結ばないように注意**してください。

仕事中や通勤途中の傷病には マイナ保険証等は使えません

健康保険は業務以外の事由による病気やけがなどに対する保険給付です。**仕事中・通勤途中の病気やけが(公務災害・通勤災害)**は、「地方公務員災害補償法」の定めるところにより、補償を受けることになります。速やかに**所属の共済組合事務担当課**に連絡してください。



この記事についての問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

給付算定基礎額残高通知書を送付します

平成27年10月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、退職等年金給付制度(年金払い退職給付制度)が創設されました。

この退職等年金給付制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、組合員(短期組合員を除く。以下同じ。)期間中に労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この退職等年金給付の原資を「給付算定基礎額」といい、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせするために、毎年5月頃に「給付算定基礎額残高通知書」を送付しています。

なお、退職された方については、新たな掛金の納付がないため、退職時のほか35歳時、45歳時、59歳時、63歳時に送付します。

通知書に表示されている各項目の見方

給付算定基礎額残高通知書				
(6年 4月～ 7年 3月)				
〇〇 〇〇 様		(000000000000000)		単位円
(入金) 期月	標準報酬月額	付 与 額	利 息	給付算定基礎額残高
前年度末	①	②	③	④ *****
4月	*****	*****	**	*****
5月	*****	*****	**	*****
6月	*****	*****	**	*****
7月	*****	*****	**	*****
8月	*****	*****	**	*****
9月	*****	*****	**	*****
10月	*****	*****	**	*****
11月	*****	*****	**	*****
12月	*****	*****	**	*****
1月	*****	*****	**	*****
2月	*****	*****	**	*****
3月	*****	*****	**	*****
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金給付算定基礎額	
⑤ 前 年 度 末	*****			
⑥ 付 与 額 累 計	*****			
⑦ 利 息 額	***			
⑧ 今 回 通 知	*****			
給付算定基礎額等合計		*****		
⑨ 年 金 払 い 退 職 給 付 加 入 期 間			〇年〇月	
⑩ 付 与 率	令和 6年 4月 ～ 令和 7年 3月		1.500 %	
	年 月 ～ 年 月		%	
⑪ 基準利率 (年率)	令和 6年 4月 ～ 令和 6年 9月		0.070 %	
	令和 6年10月 ～ 令和 7年 3月		0.260 %	
作成日 令和〇年 〇月 〇日				

①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。

②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

③利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1か月単位に換算した率)を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高

前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び利息の合計額です。

⑤前年度末

前年度末における給付算定基礎額残高です。

⑥付与額累計

令和6年度の各月の付与額を累計した額です。

⑦利息額

令和6年度の各月の利息を累計した額です。

⑧今回通知

令和6年度末における給付算定基礎額残高です。

⑨年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。

⑩付与率

付与額を算出するために標準報酬月額に乘じる率です。

⑪基準利率

利息を求めるための率です。

給付算定基礎額残高は、「マイナ手続きポータル」でも確認できます。詳細については、全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。



退職等年金給付制度の概要等については、全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。



年金払い退職給付に係る財政状況(令和5年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに令和5年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>(地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの「年金関連情報」➡年金財政関係➡年金払い退職給付(退職等年金給付)

➡財政検証・財政再計算からご覧いただけます。



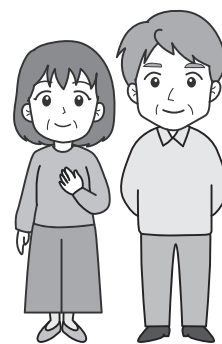
地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

退職等年金給付

退職等年金給付には、「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」があります。このうち、「退職年金」は、組合員が退職後、原則65歳から支給される年金です。



支給要件

次のすべての要件を満たしているときに支給されます。

- 平成27年10月に引き続き期間又は平成27年10月以後の組合員期間が1年以上あること
- 65歳以上であること
- 退職していること

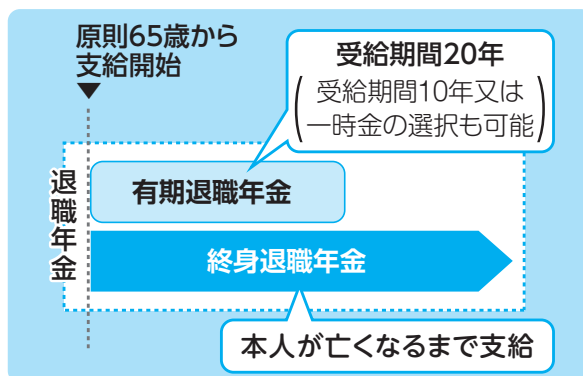
支給形態

年金の支給額の2分の1は「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として支給されます。

「終身退職年金」は、本人が亡くなるまで継続して支給されます。

「有期退職年金」の受給期間は原則20年(240月)ですが、給付事由が生じてから6か月以内に手続きを行うことで、その受給期間を10年(120月)に短縮することや、年金に代えて一時金として受給することが選択できます。

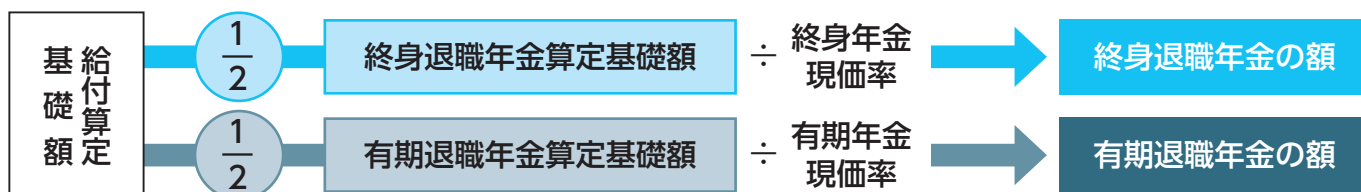
また、受給期間が終了する前又は受給開始前(組合員である間を含む)に受給権者又は組合員が死亡した場合には、受給していない期間分の「有期退職年金」分の年金原資に相当する額が一時金として遺族に支給されます。



支給額の算定方法

退職等年金給付の給付は、「給付算定基礎額」をもとに算定されます。

退職年金の場合、給付算定基礎額の半分を終身退職年金算定基礎額、半分を有期退職年金算定基礎額とし、年金現価率を用いてそれぞれの年金額を算定します。



※給付算定基礎額にける数値は、組合員期間が10年未満の場合は1/4となります。

●終身退職年金及び有期退職年金の算定例

〈設定〉組合員期間：昭和58年4月1日から令和7年3月31日まで

生年月日：昭和35年3月2日生まれ

給付算定基礎額(残高通知書の⑧)：600,000円

終身退職年金算定基礎額：300,000円

有期退職年金算定基礎額：300,000円

●終身退職年金 $300,000円 \div 23.129448 = 12,970.47* \rightarrow 13,000円$ (年額)

●有期退職年金 【20年(240月)】 $300,000円 \div 19.485332 = 15,396.19* \rightarrow 15,400円$ (年額)

【10年(120月)】 $300,000円 \div 9.869149 = 30,397.75* \rightarrow 30,400円$ (年額)

【一時金(一括受取)】 300,000円

※年金額は、
50円未満切捨て
50円以上
100円未満切上げ

終身年金現価率は年齢に応じて、有期年金現価率は支給残月数に応じて異なります。地方公務員共済組合連合会のホームページで該当の率をご確認ください。



この記事に関する問い合わせ先

共済組合年金課 ☎089(945)6317

新生活に向けて家具・家電の購入を検討している組合員のみなさん

普通貸付を利用してみませんか!



借入上限額

給料月額の6か月分

(最高200万円)

年利(変動金利)

1.26%

支払い忘れも安心です

償還は、給料や賞与から天引きで、
支払い忘れはありません。

繰上償還も可能です

資金に余裕があるときは、繰上償還
が可能です。

- 支払い済みの費用や他金融機関の借換えについては貸付対象外です。
- 限度額等の条件がありますので、利用する際は共済組合事務担当課又は共済組合経理課貯金貸付係まで事前にご相談ください。

※普通貸付以外にも住宅貸付や特別貸付(医療・入学・修学・結婚・葬祭)などライフイベントごとの貸付もございます。詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。



共済貯金のお知らせ

利息を元金に組み入れました



令和6年10月1日から令和7年3月31日までの半年分の利息(年利0.9%、税引後0.717165%)を計算し、元金に組み入れました。

4月下旬、加入者の皆さまへ「共済貯金残高通知書」の配付を予定しておりますので、残高管理にご活用ください。

ゴールデンウィーク期間中の共済貯金の払戻予定

払戻請求書締切日	4月25日(金)午前中	【注意】 5月1日から5月15日までの間は送金がありません。	5月13日(火)
↓	↓		↓
送金予定日	4月30日(水)		5月16日(金)

※払戻請求書締切日は、払戻請求書を共済組合が受付けた日です。

※令和7年度の払戻スケジュールは、共済組合ホームページ「貯金払戻スケジュール」をご覧ください。



このページに関する問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

短期組合員等人間ドック利用助成のご案内

短期組合員とその被扶養者(以下「短期組合員等」といいます。)が利用できる**短期組合員等人間ドック利用助成**の対象者等は次のとおりです。

- 対象者**:令和7年4月1日現在の短期組合員等で令和7年度中に30歳以上になる方
※利用日まで引き続き共済組合の資格を有すること
※令和7年4月2日以降に短期組合員等となった方は対象外
- 助成内容**:1人1事業年度1回限りの利用につき24,000円を助成
※(一財)愛媛県市町村職員互助会からも同じく2,000円が補助されます。
- 利用の流れ**:右の二次元コードにアクセスし、ご確認ください。
- 詳しくは、所属所の共済組合事務担当課(係)又は共済組合保健課厚生係へお尋ねください。



人間ドック等利用券を配付します

短期組合員等**以外**の組合員とその被扶養者を対象とした**人間ドック等利用助成事業**について、利用決定者に所属所を経由して人間ドック等利用券を配付しますので、利用日当日に健診機関へ当該利用券とマイナ保険証等の組合員資格が確認できるものを持参してご利用ください。

ご利用にあたり、健診機関又はコースの変更はできません。利用日の変更はできますが、健診機関の了承を得る必要があるため、お早めに健診機関へ直接ご連絡ください。なお、利用日直前の変更又はキャンセルは、健診機関に多大な負担をかけるため、固くお断りします。

図書カード **2,000円分** をプレゼント!

特定健康診査受診券又は特定保健指導のご案内が届いた家族(被扶養者)の皆さまへ次のいずれかを満たす被扶養者を対象に、それぞれ**図書カード(2,000円分)**を進呈します。

- ①特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した**令和6年度**の健康診断の結果を共済組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
- ②特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方(人間ドックの利用者は除く)

提出期限
5月31日

組合員の皆さまへ

えひめ共済会館の利用方法についてご案内いたします。

簡単!4STEP

STEP
1

フロントで宿泊カードを
記入する



STEP
2

氏名・生年月日が確認
できるもの(マイナンバー
カード又は運転免許証)
などをフロントで提示する



STEP
3

助成金請求用紙を記入する



STEP
4

精算時

2,400円の
えひめ共済会館利用助成+
300円の組合員割引=
1人1泊当たり
合計2,700円の割引が
受けられます!

お願い

- 令和7年12月1日までは、組合員証の提示でも割引が受けられます。
- 公務出張により**宿泊費が支給されている場合**は助成金(2,400円)は**対象外**となります。

この記事に関する問い合わせ先

えひめ共済会館 ☎089(945)6311
共済組合保健課 ☎089(945)6318



唐揚げ御膳



チキン南蛮御膳



天婦羅御膳



豚ロースかつ鍋御膳

宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。

※4種の御膳からおひとつ選んでいただきます。※朝食はバイキング形式となります。
※当日予約要相談

組合員・被扶養者様

1泊2食付4,100円(税込)
(通常価格6,800円)

※表記料金は愛媛共済会館利用助成2,400円と、組合員及び被扶養者対象の300円のお値引き後の料金になります。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】

<https://kyosai-ehime.or.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



一組合の現況—

(令和7年2月末現在)

◎所属所数	43
◎組合員数	22,281人
男	10,873人
女	11,408人
◎平均標準報酬月額(短期)	310,712円
◎被扶養者数	15,425人
(含任継)	内269人
◎任意継続組合員	479人
◎年金受給者数	19,338人